

諮問庁：検事総長

諮問日：平成30年5月11日（平成30年（行情）諮問第222号）

答申日：平成30年12月11日（平成30年度（行情）答申第347号）

事件名：「道路交通法違反事件及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反事件の求刑参考例等の改訂について」の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年12月18日付け最高検企第333号により検事総長（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

交通事故事件の量刑は、法曹時報に毎年掲載される「平成〇〇年における刑事事件の概況」を見れば分かるのであるから、これにほぼ対応する求刑基準は法5条4号に該当しないといえる。

##### （2）意見書（添付資料省略）

検察官がどのようなことに留意して終局処分を決めているかが分かる検察終局処分起案の考え方（平成28年版）がインターネットで公開されているにもかかわらず、特に弊害は発生していないと思われる。

また、略式命令請求の場合、ほぼ全ての事案において検察官の科刑意見どおりの罰金刑が下されていると思われる点で、事件事務規程67条3項に基づく科刑意見の相場は、法曹時報で毎年公表されている交通事故事件の量刑相場と実質的に同じであるといえる。

そのため、諮問庁の理由説明書（下記第3）は失当であるといえる。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 諮問の要旨

審査請求人は、原処分に対し、「交通事故事件の量刑は、法曹時報に毎年掲載される「平成〇〇年における刑事事件の概況」を見れば分かる

のであるから、これにほぼ対応する求刑基準は法5条4号に該当しないといえる。」として、原処分を取り消すことを求めているところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

## 2 不開示情報該当性について

本件対象文書は、道路交通法違反事件及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反事件（以下、併せて「道路交通法違反事件等」という。）の求刑参考例について記載されている文書である。

道路交通法違反事件等の求刑参考例は、公にされているものではなく、また、一般的に予想し得るものであるともいえないことから、公にすることにより、検察官がどのようなことを考慮して求刑を決定しているかを直接世間に知らしめることとなる。

また、検察官がどのようなことに留意して道路交通法違反事件等の捜査を遂行しているかが明らかになり、被疑者において、同乗者や目撃者に対して、自己に有利となるよう虚偽の申告をするよう求めるなどといった不当な働きかけをするおそれがあることに加え、当該求刑参考例に依拠して、実際よりも軽い態様の過失等であったとするような虚偽の申立てや弁解を誘発して否認を引き起こすおそれがあるなど、犯罪の捜査、公訴の維持、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号に該当し、不開示とすべきであるといえる。

## 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件対象文書にほぼ対応する内容が記載された法曹時報に掲載されていることから原処分を取り消し、全部開示決定がなされるべきである旨主張していると考えられる。

この点、法曹時報に掲載された内容は、道路交通法違反事件の終局人員について、過去5年分の推移を表したものであり、本件対象文書の内容とは趣旨が相違しており、前記のとおり不開示情報に該当する本件対象文書を処分庁において全部開示する理由にはならない。

## 4 結論

以上のとおり、本件対象文書の不開示とした部分は、公にすることにより、犯罪の捜査、公訴の維持、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条4号）に該当するため、原処分は妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年5月11日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月21日 審議

- |               |                   |
|---------------|-------------------|
| ④ 同月 23 日     | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ 同年 11 月 9 日 | 本件対象文書の見分及び審議     |
| ⑥ 同年 12 月 7 日 | 審議                |

## 第 5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の 1 に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書を特定した上で、その一部（以下「本件不開示部分」という。）を法 5 条 4 号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件不開示部分には、検察官が道路交通法違反事件等の求刑を行うに当たって参考にすべき事例や留意点等が具体的かつ詳細に記載されていると認められるところ、これが公にされていることをうかがわせる事情はない。

そうすると、このような本件不開示部分の記載内容に照らせば、これを公にすると、道路交通法違反事件等に関し、検察官がどのようなことを考慮して求刑を決定しているかを直接世間に知らしめることになるだけでなく、検察官がどのようなことに留意して道路交通法違反事件等の捜査を遂行しているかが明らかとなり、被疑者において、同乗者や目撃者に対して、自己に有利となるよう虚偽の申告をするよう求めるなどといった不当な働きかけをするおそれがあることに加え、当該求刑参考例に依拠して、実際よりも軽い態様の過失等であったとするような虚偽の申立てや弁解を誘発して否認を引き起こすおそれがある旨の上記第 3 の 2 の諮問庁の説明は、これを否定し難いといえる。

- (2) この点、審査請求人は、①検察官がどのようなことに留意して終局処分を決めているかが分かる検察終局処分起案の考え方がインターネットで公開されているにもかかわらず、特に弊害が発生しておらず、また、②略式命令請求の場合、ほぼ全ての事案において検察官の科刑意見どおりの罰金刑が下されていると思われる点で、事件事務規程 67 条 3 項に基づく科刑意見の相場は、法曹時報で毎年公表されている交通事故事件の量刑相場と実質的に同じであるとして、本件不開示部分を開示すべきである旨主張する。

そこで、まず上記①の主張について検討すると、当審査会事務局職員をしてインターネットを検索させたところ、特定ウェブサイト「検察終局処分起案の考え方（平成 28 年版）司法研修所検察教官室」と題す

る文書が掲載されていることは確認できたものの、その内容の真偽は不明であるのみならず（しかも、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、上記の文書の作成及び公表に処分庁は一切関与していないとのことであり、これを覆すに足りる事情はない。）、当該文書には、本件請求文書に該当するような内容、すなわち、検察官が酒気帯び運転に係る道路交通法違反事件について略式命令を請求する場合における科刑意見の相場が分かる内容の記載は含まれていないと認められる。

次に、上記②の主張について検討すると、諮問庁は、審査請求人の主張に係る法曹時報に掲載されている内容は、道路交通法違反事件の終局人員について、過去5年分の推移を統計で表したものであり、本件対象文書とは趣旨が相違している旨説明するので、諮問庁から当該法曹時報の提示を受け、当審査会においてこれを確認したところ、そもそも、当該法曹時報に掲載されている内容は、平成24年から平成28年までの間の、道路交通法違反事件に係る刑事通常第一審事件の判決及び略式命令の量刑ごとの終局人員につき、懲役・禁錮刑の刑期及び罰金額を一定の区分（例えば、罰金については1万円未満、1万円以上、3万円以上、5万円以上、20万円以上といった区分）に分け、その区分ごとに、罪名や犯罪の態様等を区別することなく、当該年の人員数を示したものにすぎず、道路交通法違反事件について、検察官が略式命令を請求する場合における罪名や犯罪の態様等に即した科刑意見を具体的に推認させるような内容ではないと認められる。

したがって、上記①及び②の審査請求人の主張は、いずれも採用の余地はない。

- (3) 以上によれば、本件不開示部分については、これを公にすることにより、犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき、相当の理由があると認められることから、法5条4号に該当し、不開示としたことは妥当である。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条4号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

## 別紙

### 1 本件請求文書

酒気帯び運転について略式請求をする場合における科刑意見の相場が分かる文書（最新版）

### 2 本件対象文書

平成29年2月24日付け最高検察庁刑事部長発出「道路交通法違反事件及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反事件の求刑参考例等の改訂について」